

■介護テクノロジー導入支援事業：Q & A

(最終更新R8.2.3)

No.	質問	回答
1 対象経費		
1-1	いくらまで補助対象になるのか。	<p>補助基準額の範囲で、対象経費の3/4を補助金額とします。(要綱第5条) ※千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。 なお、補助金額が予算上限額に達した場合、申請の受付は終了します。</p> <p>補助基準額は以下のとおりです。(要綱別表1)</p> <p>①介護ロボット等の導入支援事業 障害者支援施設：1施設あたり210万円 グループホーム：1事業所あたり150万円 その他事業所：1事業所あたり120万円 介護ロボット等の種別毎の基準額 ・ 移乗介護、入浴支援：100万円 ・ その他の機器：30万円</p> <p>②ICT機器の導入支援事業 1事業所あたり100万円</p> <p>③介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業 1事業所あたり1,000万円</p>
1-2	内示前に機器の購入及び設置工事契約等を行った場合は補助対象となるか。	国内の内示前に購入・契約を行ったものは補助対象外となります。
1-3	複数年に渡るソフトウェアの使用権（ライセンス）を購入する場合、購入金額全額が補助対象となるのか。それとも、当該年度分のみが補助対象となるのか。	<p>国とのOAでは複数年度にわたるライセンス等について 「事業実績報告において機器導入による定量的効果が測定可能である必要があるため、<u>当該年度分のみが補助対象となる</u>」 とされています。</p> <p>また、国庫協議資料作成時や本市に対する交付申請の際に、見積書(写)をご提出いただく場合には<u>原則当該年度の期間内</u>で業者へ微収してください。使用上、複数年度にわたる期間の見積しか作成できない場合は導入費用を<u>月割で按分</u>し、当該年度までの期間にかかる費用を補助対象としますのでご留意ください。</p>
1-4	業務支援ソフトの導入を計画している。 年度末までの買い切りプランが提供されていないため、月額料金プランの利用を検討しているが、この場合、補助の対象となる期間はどの範囲か。	<p>要綱では「リース又はレンタルの場合は年度末までのリース又はレンタル料を限度とする」と定めていますが、 実際に補助金を請求できる期間となるのは、当該年度の<u>2月末日</u>までに支払いが完了していることを、<u>※支払いを証する書類</u>により確認できる期間分に限ります。 ※支払いを証する書類について、詳細は4-4の回答を参照</p> <p>例) 利用料金証明書(支払証明書)が翌月発行の場合 交付決定時 9月～3月分までの月額利用料金で積算 (この時点で10月～1月分までの額を交付申請額としてもかまいません。)</p> <p>実績報告時 2月末時点では1月分の利用料金証明しか取得できない場合 9月～1月分までの金額を補助金として請求</p>
1-5	消費税は補助対象となるか。	消費税及び地方消費税は補助対象外となります。
2 対象機器		
2-1	対象機器は。	<p>詳細は市ホームページよりご確認ください。 <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/kaigotechnology.html></p> <p>なお、導入予定の機器が補助対象となるかどうかは国庫協議を経て決定されますが、下記サイトにて「介護テクノロジー」として選定されている機器は、補助対象となる可能性が高いものとなっています。</p> <p><https://www.techno-tais.jp/ServiceWelfareGoodsList.php></p>
2-2	AIカメラと見守り機器の定義を示されたい。	AIカメラは、主に個人を識別できる鮮明な映像等を使用するものを指します。(防犯カメラ等) 見守り機器は、主にシルエットやモザイク、サーモグラフィーの映像等を使用し個人を識別することが困難(プライバシーに配慮されている)な機器を指します。(居室へ設置する見守りセンサー等)
2-3	実際に導入できるかどうか、いつごろわかるのか。	国内の内示通知によって、導入が可能かどうかがわかります。 なお、本市で定める「契約の手引」を遵守せずに機器等の購入を行った場合及び、実績報告を当該年度内に確認できない場合は、機器を導入しても補助の対象外になります。
2-4	機器の購入、設置工事契約等は“国内の内示後”と“市からの交付決定後”的どちらで行えば良いか。	<p>原則、補助金交付決定日以降に購入・契約をしてください。</p> <p>補助金交付申請対象の契約が補助金交付対象として認められるかどうかは、交付決定をもって判断しています。 そのため、補助金交付対象と認められてから契約をすることで、確実な補助金手続きが行うことができます。 しかし、契約手続きに要する時間や、設置にかかる工事等のスケジュールの関係から、交付決定前に契約をしなければ事業進捗に遅れがでてしまう場合が想定されます。その場合には、<u>補助金交付を受けられるかを確約することができませんが、法人様の責任で契約等の手続きを行うことが可能です。</u></p>
2-5	中古の介護テクノロジー機器を購入しても良いか。	中古品は不具合等が発生する可能性や、メーカーによる保証が確実ではないため想定していません。新品を購入してください。

3 国庫協議申請

3-1	国庫協議の際に提出する見積書(写)は市外事業者からとつても良いか。	国庫協議の際に使用する見積については、原則市内事業者から微収してください。 なお、100万円未満の単独随意契約を行う場合は市内・市外の規定はありません(市内事業者である証明の提出も不要)が、100万円以上の場合は市内事業者からの選定が必要となりますので詳細は「契約の手引き(P4(2)入札参加資格)」よりご確認ください。
3-2	国庫協議の際は市内事業者による見積を原則2者以上添付することになっているが、導入をしたい機器等のメーカーが当該技術に対して特許を取得しており、市外の特定業者による専売となっている場合はどうすれば良いか。	1社見積でかまいません。 ただし、その旨を事業計画書に記載し、そのことを証する書類(メーカーからの専売証明等)を添付してください。

4 本市に対する交付申請

4-1	国への国庫協議の際に提出した事業計画の内容と交付申請の際に提出する事業計画の内容に差異がない。 この場合、同一の内容で改めて提出を行えば良いか。	お手数ですが差異がない場合も改めて交付申請書類を作成のうえ提出をお願いいたします。 また、見積書についても本市に対する交付申請の際には「補助金規則」及び「契約の手引き」に則り業者選定を実施する必要があることに加え、国庫協議時にご提出いただいてから時間が経過しており、見積の有効期限が切れている場合や、金額・仕様等が変更している可能性があるため、改めて見積書をお取りください。
4-2	事業を行うにあたり、追加で必要な工事が判明した。 国からの内示後に導入内容を変更しても良いか。	国OAでは内示後の機器の変更について 「基本的に、申請時の計画に示された機器等を購入する必要がある。 但し、販売中止等の事情により申請時の計画に示された機器等を購入できないなどやむを得ない事情がある場合であって、導入の趣旨目的及び期待される効果が同等であると都道府県等が認めた場合に限り、同価格以下の機器等の変更することも可能とする。」とされています。 上記を鑑みると、当初の事業計画に記載のない追加の工事や機器の導入は補助対象外となります。 しかし、導入予定機器の内容等を変更しなければ当初の事業計画を達成できないやむを得ない事情がある場合(A機器だとBシステムの対応機種ではないと判明した場合など)であれば、計画書作成時に提出された機器の変更はすることも可能であると考えます。 この場合、導入の趣旨目的及び期待される効果が回復であることが条件となりますのでご留意ください。 コストや仕入れの関係で導入台数が減少、若しくは増加した等の事象が発生した場合に、 国庫協議時の事業計画書の内容から変更が生じた場合は補助対象外となる場合があります。
4-3	交付申請を行うにあたり見積合わせを行ったところ、国庫協議時点の金額よりも高くなってしまった。 この場合補助金は追加でもらえるか。	国庫協議の際にご提出いただいた補助金額が上限です。超過分は法人負担となります。
4-4	100万円未満の物品購入の際に請書を作成する必要はあるか。家電量販店や通販サイトで購入することは可能か。	100万円未満の物品購入の場合は請書は必須ではありません。 しかし、契約内容を文書で確認し、取引の合意を証明するものとしてなるべく作成することが望ましいです。 また、家電量販店や通販サイトからの購入も可能ですが、実績報告の際に購入品の品目及び金額、購入日、納品されたことがわかる書類とともに、※支払いの証明となるものが必要になりますのでご留意ください。 ※領収書が発行できない場合は銀行の取引状況照会・ご利用控え、通帳の引き落とし明細、払込受領証、明細のわかるレシート等 通販サイトの購入履歴や注文履歴、返品請求書等は後からキャンセルができるため支払証明となりませんのでご注意ください。

5 実績報告

5-1	実際の補助金額はいつわかるのか。	交付決定の通知後に実績報告書を提出していただきます。その後交付確定額を通知します。
5-2	実績報告に当たって、気をつけておくことはあるか。	導入を証するものとして、納品書の写し及び導入した機器の写真的提出を求めていますが、スマートフォンやタブレットといった持ち運びが容易な機器等は「本補助事業の目的以外の使用の防止を徹底するとともに、私物ではなく業務用であることを明確にするための表示（シール貼付等）」を行った状態の写真を提出してください。 また、建物に設置型の機器（見守り機器やAIカメラ等）の場合は設置前後の写真を提出してください。

6 その他

6-1	介護テクノロジー導入支援補助金を活用して購入した機器等を、使わなくなった場合売却してもいいのか？	今回の補助事業により取得した介護ロボット等は、処分制限期間内においては、目的に反して使用したり、譲渡・交換・貸付したり、担保に供することはできません。（要綱17条） なお、処分制限期間は、厚生労働省告示第384号によります。 (参考例) ・家具・電気機器等のうち、主として金属製のもの→15年 その他のもの→8年
-----	--	--